



基安安発0828第3号

平成29年8月28日

全国中小企業団体中央会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

平成29年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者（製造業等）
の推薦について（依頼）

労働災害防止対策につきましては、平素から格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、標記顕彰につきましては、一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者（以下「職長等」という。）を顕彰し、職長等の安全管理に対する意欲を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図るため、平成10年度から実施しているところであり、今年度につきましては、別添「製造業等における安全優良職長厚生労働大臣顕彰要領」に基づき平成30年1月に実施する予定としております。

つきましては、業務御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴団体等の関係企業等におきまして、本顕彰制度の趣旨に沿い、別添の3の顕彰基準を満たす候補者がおられましたら、下記により御推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、本推薦依頼は、中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、各都道府県労働基準協会・連合会及び各事業主団体に対して行っておりますが、建設業関係の方の推薦につきましては別途推薦依頼を行うこととしておりますので、申し添えます。

記

- 1 推薦者数
2名以下
- 2 推薦期間
平成29年10月2日（月）～平成29年10月20日（金）【消印有効】
- 3 推薦書式
「安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者推薦書（別添の別紙1）」により送付願

います。

※別添要領のとおり、推薦書は可能な限り電子媒体（Word 版）と紙媒体で提出願います。電子媒体（Word 版）については、別紙「電子媒体の送付が可能な推薦団体様へ」をご確認下さい。なお、電子媒体（Word 版）が困難な場合等は紙媒体のみで提出していただいで差し支えありません。

4 その他

(1) 職長とは、工場、工事現場等における監督者であって、作業現場において労働者を直接指揮監督する地位にあるものであり、その職務は、通常、仕事の段取り、機械設備の保全、職場規律の維持、部下の統率、安全衛生に関する指導、作業員の配置、表彰など様々なケースがあります。なお、具体的に過去表彰された職長等には、

自動車・同付属品製造業等では、製造部の工長

セメント・同製品製造業では、生産課のグループリーダー

造船業では、修繕課の作業長

警備業では、警備隊の隊長

一般貨物自動車運送業では、営業所の技能長

港湾荷役業では、海運部の班長

林業では、伐木集材作業現場の現場総括責任者

社会福祉施設では、介護部門の介護主任

等があることを参考にしてください。

(2) 推薦に当たっては、被顕彰者候補者に対し、顕彰時は氏名及び所属事業場名を公表することの了解を取るようお願いいたします。

(3) 推薦に当たっては、女性候補者の積極的な選出にも御配慮をお願いいたします。

5 送付先

厚生労働省 労働基準局安全衛生部安全課 建設安全対策室 あて

所在地：〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

電話：03-5253-1111（内線 5489, 5486）

担当：上田、東

製造業等における安全優良職長厚生労働大臣顕彰要領

1 目的

安全優良職長に対する顕彰は、一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者(以下「職長等」という。)を顕彰し、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的とする。

2 顕彰の対象

本顕彰は、産業の場において作業を直接指揮する職長等を対象とする。

3 顕彰基準

顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。

- (1) 職長等としての実務経験が通算10年以上であり、現在も当該職務に就いていること。
- (2) 職長等として担当した現場又は部署において、顕彰年度の9月30日から遡って過去5年以上、休業4日以上災害が発生していないこと。
- (3) 職務に必要な資格(免許、技能講習及び特別教育)を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。
- (4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること。

4 欠格等

- (1) 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。
- (2) すでに安全衛生分野における叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰等を授与された者に対しては、顕彰しない。
- (3) 所属する事業場において、顕彰年度の9月30日から遡って過去1年以内に、死亡災害等の重篤な災害が発生している、その他、労働・社会保険料の未納等の違法行為がある場合は、顕彰しない。

5 被顕彰者の決定

(1) 一次審査

各事業者が、厚生労働省が決定する事業者団体、労働災害防止団体等(以下「労働災害防止団体等」という。)あて候補者を推薦し、推薦を受けたこれらの団体等は、当該候補者が3に掲げる顕彰基準に該当することを確認の上、推薦書類を厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室に提出する。

なお、推薦書類の送付にあたっては、可能な限り電子媒体及び紙媒体の形で提出することとするが、困難な場合等は紙媒体のみ提出して差し支えないこと。

(2) 二次審査

厚生労働省は、厚生労働省に設置する顕彰審査委員会で総合的に審査し、被顕彰候補者を選考する。

(3) 決定

厚生労働大臣は、(2)により選考された被顕彰候補者から被顕彰者を決定する。

6 顕彰の方法

顕彰は、厚生労働大臣が被顕彰者に顕彰状及び徽章を授与して行う。

7 その他

(1) 顕彰数は原則70人程度とする。

(2) 3の(1)の「実務経験」は、原則として、顕彰候補者が所属する事業場の代表者(以下「所属事業者」という。)の証明により確認する。

(3) 3の(2)の「過去5年以上、休業4日以上災害が発生していないこと」は、原則として、顕彰候補者の所属事業者の証明により確認する。

(4) 3の(3)の「資格」、「各種安全衛生教育」は、免許証、修了証、受講票等により確認する。また、「安全管理、作業指揮等の能力が優秀である」ことは、資格、各種安全衛生教育の受講歴のほか、所属事業者からの推薦書に記載された顕彰候補者の経歴及び推薦事項で確認する。

なお、労働安全衛生法第60条で規定する職長教育の受講を修了したことを証明するものがあれば、推薦書類にその写しを添付すること。(事業者による職長教育を行っており、修了証が発行されていない場合や受講が義務付けられていない業種の場合を除く。)

(5) 3の(4)に掲げる事項については、所属事業者からの推薦書に記載された顕彰候補者の活動歴及び推薦事項で確認する。

(6) 5の(1)の事業者による推薦は、別紙1の様式により行う

(7) 5の(2)の厚生労働本省に設ける「顕彰審査委員会」は、学識経験者等により構成することとし、別途定める。

(8) 6の「顕彰状」は別紙2、「徽章」は別紙3のとおりとする。

(9) この要領は、平成29年8月28日より施行する。

安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者推薦書

ふりがな (式典で呼ばれますので、正式な読み方を記載してください。)			生年月日	明・大・昭	年	月	日
被推薦者氏名 (顕彰状に記載されますので、正式な漢字表記をお願いします。)			年齢	歳	性別	男・女	
住所	(〒 -)		電話	()	FAX	()	
職種			役職名				
所属事業場名							
所属事業場所在地	(〒 -)		電話	()	FAX	()	
業種			事業場従業員数				
事業内容							
職長等としての実務経験の概要 (職長等として現に就いている業務内容を含む。)	年	月					
	職長等としての実務経験の年数			年	現に職長等に就いている		
職長等として担当した現場又は部署の災害発生状況							
職務に必要な資格及び各種安全衛生教育の受講歴	・ 職長教育の受講時期		年 月				
	・ その他の受講歴						

顕彰状

○○○○ 殿

あなたは優秀な作業指揮により多
年にわたり職場を無災害に導きさ
らに後進の指導に力を尽くすこと
により我が国の産業安全の水準の向
上に貢献し他の模範と認められま
す

ここに安全優良職長として顕彰し
永くその栄誉を称えます

平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○○○○ 印

徽章



仕様 中央の緑十字部分は七宝
裏面 「第20回安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の文字を刻印